関東甲信越英語教育学会会則

(名称)

第1条 本会は関東甲信越英語教育学会(英語名 Kantokoshinetsu Association of Teachers of English, KATE)と称する。

(目的)

第2条 本会は英語教育に関する研究実践を行い、英語教育の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事業を行う。
 - 1. 年次総会の開催
 - 2. 年次大会、研究会、研修会、読書会、座談会、ワークショップなどの開催
 - 3. 学会誌、ニューズレターの発行
 - 4. 情報交換、その他必要と認める事業

(会員)

- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
 - 1. 関東甲信越地区(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県)の英語教育のたずさわるもの
 - 2. その他英語教育に関心のあるもの

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 副会長 若干名 (そのうち1名は会長代行副会長とする)
 - 3. 理事長 1名
 - 4. 事務局長 1名
 - 5. 理事 数名
 - 6. 運営委員 数名
 - 7. 会計監査 2名

(役員の選出)

- 第6条 役員の選出は次のようにする。
 - 1. 会長は理事会において互選し、就任する前の年度の総会の承認を得るものとする。
 - 2. 副会長は会長が委嘱する。
 - 3. 理事長は理事会において互選する。
 - 4. 事務局長は会長が委嘱する。必要に応じて事務局次長を置くことができる。
 - 5. 理事は各地区から選出するものと、会長が委嘱するものとし、いずれも総会で承認を得るものとする。
 - 6. 運営委員は会長が委嘱する。また、運営委員は理事を兼ねる。
 - 7. 会計監査は会長が委嘱し、総会に報告する。

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は次の通りとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2. 副会長(会長代行副会長)は会長がその職を遂行できない場合、これを代行する。
 - 3. 理事長は理事会、運営委員会を総括する。
 - 4. 事務局長は本会の事務局を構成し、本会の事務を行う。
 - 5. 理事は理事会を構成し、本会組織・運営の根幹に関する事項を審議する。
 - 6. 運営委員は運営委員会を構成し、各学会事業の企画、立案、その他必要な事項の執行に当たる。
 - 7. 会計監査は本会の会計を監査し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第8条 各役員の任期は2年とする。

期間は4月1日に始まり、翌々年3月31日までとする。再任を妨げないが、同じ役職への就任は連続して2期までとする。ただし、理事長および各地区から選出する理事はこの限りではない。

(総会)

- 第9条 定例の総会は年に一回開催する。また、会長は必要に応じて、臨時の総会を招集することが出来る。総会では次の事項を執り行う。
 - 1. 予算決算の承認
 - 2. 事業計画、事業報告の承認
 - 3. 組織変更、会則変更等の承認
 - 4. 会長、理事の承認
 - 5. 名誉会長、参与の承認

(理事会)

- 第10条 理事会は以下の事項について審議する。
 - 1. 本会の組織変更
 - 2. 会則の変更
 - 3. 本会の会費にかかわる事項
 - 4. 会長、理事候補者の選出
 - 5. その他、本会運営の根幹にかかわる事項

(運営委員会)

- 第11条 運営委員会は以下の者によって構成する。
 - 1. 会長
 - 2. 副会長
 - 3. 理事長
 - 4. 事務局長·事務局次長
 - 5. 各委員会委員長·副委員長
 - 6. その他、会員から理事長が推薦するもの若干名

(事務局)

第12条 事務局は本会の事務事項を担当する。学会口座の代表者は事務局長または事務局次長とする。

(委員会)

第13条 本会は必要に応じて委員会を設けることができる。委員会の種類・内容・人数等については別に定める。

(名誉会長)

- 第14条 本会に名誉会長を置くことができる。
 - 1. 名誉会長の推薦発議は理事会で行い、総会に報告する。
 - 2. 名誉会長は、理事会、運営委員会に出席することができる。
 - 3. 名誉会長は会長経験者とする。

(参与)

- 第15条 本会に参与を置くことができる。
 - 1. 参与の推薦発議は理事会で行い、総会に報告する。
 - 2. 参与は、理事会、運営委員会に出席することができる。
 - 3. 参与は、理事長、理事の経験者、その他とする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入による。ただし、会費は別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(細則)

第18条 本会の運営に当たっての細則は別に定める。

(会則改定)

第19条 本会則の改定は理事会において決定し、総会の承認をうける。

会則制定:昭和50年3月27日

会則改定:昭和61年2月23日・総会承認:昭和61年8月21日

会則改定:平成7年7月8日・総会承認:平成7年8月11日

会則改定:平成9年8月7日・総会承認:平成9年8月8日

会則改定:平成15年8月5日・総会承認:平成15年8月6日

会則改定:平成22年8月21日・総会承認:平成22年8月22日

会則改定:平成25年8月17日・総会承認:平成25年8月18日

会則改定:令和元年8月10日・総会承認:令和元年8月11日